

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六 年 十一 月 二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こどもウエルビーイングクリニック ころの小枝	広島市中区鞆町八一二〇井原ビル二〇三	令和 六・一二・一
しんがい内科・循環器内科 沼南クリニック	福山市新涯町六丁目一番六号	令和 六・一二・二〇

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和六 年十一月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山肩内科クリニック	広島市南区稲荷町四一九	令和 六・一・一
医療法人 宇品神田クリニック	広島市南区宇品御幸二丁目一九	〃
たなべ春日野クリニック	広島市安佐南区山本新町二丁目一八九一 八一階	〃
こころ耳鼻咽喉科	広島市安佐南区伴南一丁目五番一八― 二〇二号	〃
土橋メンタルクリニック	F 広島市中区堺町一―三―一〇吉田ビル 二	令和 六・一・一〇
広島心臓血管病院	広島市安佐南区西原五丁目五番一〇号	令和 六・一・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和六 年十一 月二十六 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
えみたす歯科・矯正歯科	広島市佐伯区楽々園四―一四―二五イオン タウン楽々園二階	令和 六・一二・ 一
もみじ歯科クリニック	福山市御幸町森脇七二四―一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和六 年十一月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
商工センター歯科クリニック	広島市西区商工センター一丁目一四番一号 広島市中小企業会館二階	令和 六・一・一
White Dental Clinic	三原市皆実二―二―四	令和 六・一〇・一四

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和六 年十一 月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
京口門ニカイン薬局	広島市中区八丁堀一一番二二号KMビル 二階	令和 六・一二・一
漢方アコー薬局	広島市東区戸坂中町一番一一号	〃
プレひまわり薬局 川内店	広島市安佐南区川内一丁目一〇番七号	令和 六・一二・二
ウエルシア薬局イオンタウン楽々園店	広島市佐伯区楽々園四丁目一四番二五号 一階	令和 六・一二・一
ランド薬局	福山市新涯町六丁目一番三六号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和六 年十一月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
泰佳堂薬局	広島市中区上八丁堀八番一六号 二階	令和 六・一一・一
中村薬局	広島市佐伯区楽々園四丁目七番一号 一階	〃
中本薬局	呉市本通四丁目六番六号一〇一	〃
株式会社 中島薬局 本店	呉市本通八丁目四番二〇号	〃